

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

企業会計基準公開草案第 40 号(企業会計基準第 2 号の改正案)「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 36 号(企業会計基準適用指針第 4 号の改正案)「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」及び実務対応報告公開草案第 32 号(実務対応報告第 9 号の改正案)「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」の公表に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

4 月 2 日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

#### 記

コンバージェンスに資することから同意したい。しかしながら、本公開草案によってもコンバージェンスを達成されない項目が存在すると思われるので、以下の点についても同時に改定すべきと考える。

- ・ 本邦基準では、1株当たり当期純損失の場合は潜在株式調整後1株当たり当期純利益は開示しないことになっているが、国際会計基準では開示を求められているため、開示する方向で検討すべきである。
- ・ 本邦基準で求められている1株当たり純資産の開示は、国際会計基準では求められていないため、開示の意義について議論した上で、削除することも検討すべきである。
- ・ 普通株式で決済するか現金で決済するかを選択できる契約についての取扱いが国際会計基準には存在する(IAS 第 33 号 58-61 項)が、本邦基準には存在しないため、追加する方向で検討すべきである。

以 上